

## 富里市マスコットキャラクター「とみちゃん」使用取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、富里市マスコットキャラクター「とみちゃん」(以下「キャラクター」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、キャラクターとは、本市が著作権法(昭和45年法律第48号)第61条第1項の規定により、著作者から著作権を譲り受けた別表に掲げるキャラクターの基本デザイン及び市長が別に定めるその展開デザインをいう。

### (使用料)

第3条 キャラクターの使用料は、無料とする。

### (使用の申請)

第4条 キャラクターを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、富里市マスコットキャラクター「とみちゃん」使用許可申請書(別記第1号様式)に必要な書類を添えて、使用を開始する日の14日前までに市長に申請しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 市が主体となって実施する事業等で使用する時。
- (2) 学校等の教育機関が教育等の目的で使用する時。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する時。
- (4) その他市長が適当と認めた時。

### (使用の制限)

第5条 市長は、キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。

- (1) 本市の信用又は品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがある時。
- (2) キャラクターのイメージを損なうおそれがある時。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがある時。
- (4) 宗教的目的又は政治的目的を有するおそれがある時。
- (5) 不当な利益を得るために利用されるおそれがある時。
- (6) この要綱又はこの要綱に基づく取扱要領等に従わないおそれがある時。
- (7) その他市長が不適當と認めるとき。

### (使用の許可)

第6条 市長は、第4条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用を許可するときは、富里市マスコットキャラクター「とみちゃん」使用許可通知書(別記第2号様式)により、使用を許可しないときは、富里市マ

スコットキャラクター「とみちゃん」使用却下通知書（別記第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の許可をするときは、必要な条件を付することができる。

（使用許可の期間）

第7条 キャラクターの使用許可の期間は、使用を許可した日から当該使用を許可した日の属する年度の末日までを限度とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項の期間の満了後において、引き続きキャラクターを使用しようとするときは、当該期間の満了日までに第4条の規定による申請をし、前条第1項の規定による使用の許可を受けなければならない。

（使用許可の取消し）

第8条 市長は、第6条第1項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき又は違反することが判明したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により、使用の許可を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、使用者に富里市マスコットキャラクター「とみちゃん」使用許可取消通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

3 第1項の規定により使用の許可を取り消された者（以下「許可を取り消された者」という。）は、前項の通知があった日以降、当該使用の許可を受けて作成した成果物の使用、配布、掲示、販売等をしてはならない。

4 許可を取り消された者は、市長から成果物の回収の指示があったときは、当該許可を取り消された者の負担で当該成果物の回収を行わなければならない。

5 市長は、使用許可の取消しにより生じた損失等について、一切の責任を負わないものとする。

（変更申請等）

第9条 使用者は、使用の許可を受けた事項を変更しようとするときは、富里市マスコットキャラクター「とみちゃん」使用変更申請書（別記第5号様式）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用の変更を許可するときは、富里市マスコットキャラクター「とみちゃん」使用変更許可通知書（別記第6号様式）により、使用の変更を許可しないときは、富里市マスコットキャラクター「とみちゃん」使用変更却下通知書（別

記第7号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(目的外使用及び権利譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、使用の許可を受けた内容以外の目的にキャラクターを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(責任の制限)

第11条 市長は、使用者がキャラクターの使用によって第三者に与えた損害又は損失について、損害賠償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表(第2条関係)

